平成２６年（フ）第２５号
滋賀県長浜市木之本町杉野3984番地
債務者　杉本　信一
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
兵庫県姫路市青山１丁目１番６号　プラムフィールドＢ１
債務者　山田　　裕
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７８号
兵庫県加古川市平岡町新在家895番地の１コスモハイツ東加古川702号
債務者　出口　洋子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９９号
兵庫県姫路市西今宿２丁目９番50号　医療法人社団ひまわり会　八家病院、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目37番地　幸栄荘西端
債務者　麻生　秋男
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３３６号
広島県廿日市市桜尾本町４番14号
債務者　江平真依子（旧姓垣谷）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５０号
広島市安佐北区可部７丁目９番13―203号
債務者　内藤　勝己
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７１号
広島市中区東白島町19番３―403号
債務者　森重加津子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７４号
広島市安芸区中野６丁目29番11―101号　C
債務者　後東美紀子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０号
福岡県久留米市東櫛原町13番地４　レオパレスエスティ櫛原104号、前住所福岡県久留米市国分町2005番地２　レオパレス日の隈202号
債務者　高森　顕治
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１００号
福岡県久留米市上津町1187番地　グランドゥールパティオ101号
債務者　杉岡　　眞
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１３号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町１番29号
債務者　文岡　美保
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１８号
鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名775　医療法人山由会グループホームにこにこ、住民票上の住所鹿児島県大島郡和泊町大字喜美留361番地
債務者　佐藤サヨ子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３４号
群馬県桐生市堤町１丁目15番６―17号
債務者　島田　修一
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４７号
長野県須坂市大字須坂1420番地２
債務者　神戸　秀和
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
三重県伊賀市阿保754番地の11　青山シティライフＡ棟202号、前住所三重県名張市すずらん台西２番町15番地
債務者　宮内いつ子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第５８号
三重県名張市つつじが丘北２番町128番地
債務者　岡西　敏恵
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
津地方裁判所伊賀支部